

基本計画の性格と構成



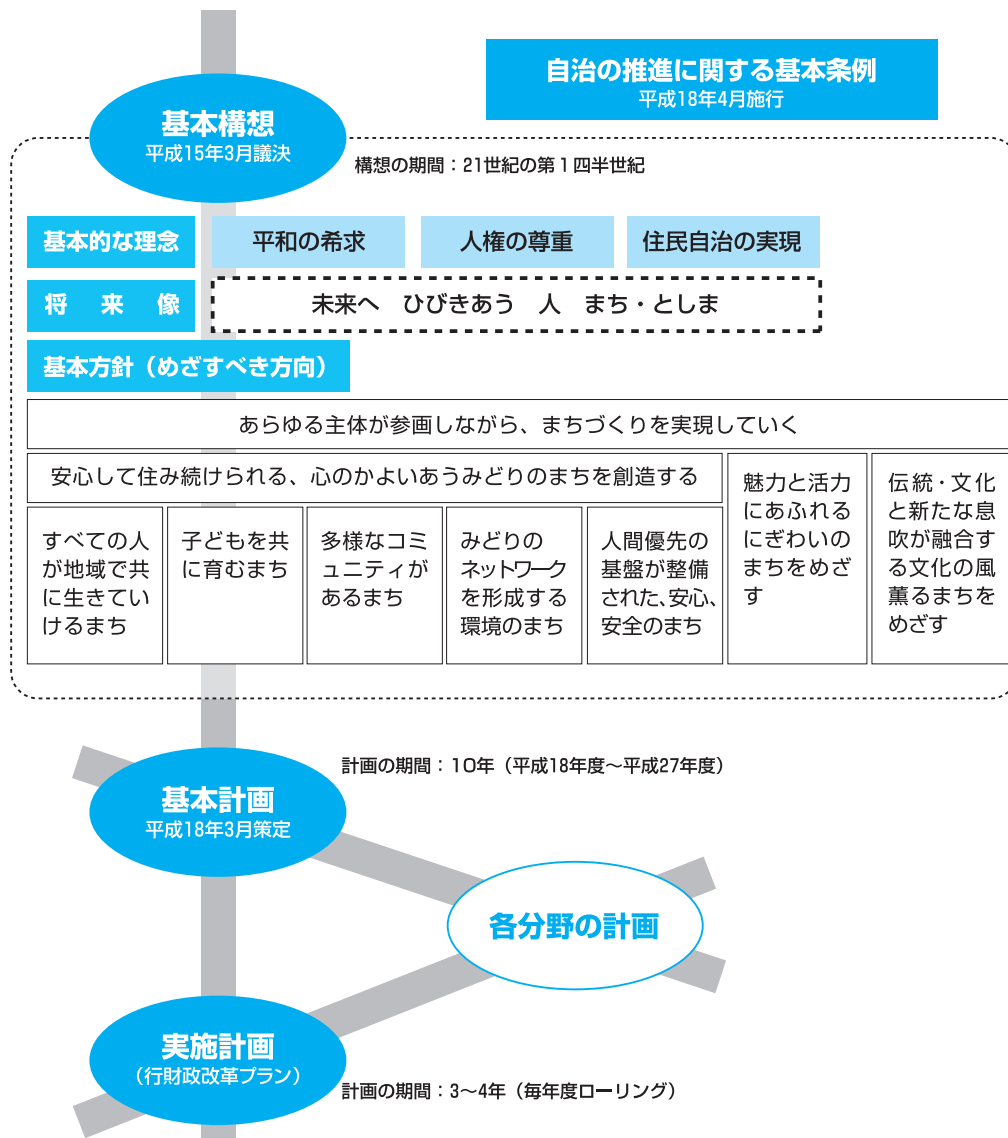


1 計画の性格

平成18年3月、豊島区は、参加と協働に基づく自治体運営の最高規範として「自治の推進に関する基本条例」を制定（平成18年4月1日施行）しました。

この基本条例では、分権時代に対応した自主的・自立的な自治体として、総合的・計画的な行政運営を行うため、地域の将来展望を示す基本構想及びこれを具体化するための基本計画等を策定することとしています。

この基本計画は、平成15年3月に議決した基本構想を具体化するとともに、区の各分野における計画を総合的に調整する計画として策定するものです。



2 計画の構成

基本計画は、「新たな地域経営の方針」及び「分野別計画」から構成します。

(1) 新たな地域経営の方針

行政活動を含む、地域づくり全体の基本的考え方を示します。

1. 参加と協働のまちづくりに関する方針

地域活動団体、NPO、企業、大学など、多様な主体がきめ細かな公共的サービスを担い合う「新しい公共」の創造に向け、「協働」の仕組みづくりを進めるための指針

2. 新たな行財政改革に関する方針

今後の少子高齢・低成長社会において、「スリムで変化に強い行政経営」と「持続可能な財政構造」に向けた改革を進め、効率性の高い行政サービスの実現を図るための指針

3. 分野別計画に関する方針

3-1 施策の重点化に関する方針

社会状況の変化を踏まえた施策の“選択と集中”を進め、政策主導型の予算編成を実現することで限られた財源をより効率的・効果的に活用するための指針

3-2 既存重要事業の選定に関する方針

既存の事業について、優先順位を明らかにし、重要性の高い事業を既存重要事業として選定するための指針

3-3 公共施設等の再構築・活用に関する方針

人口減少社会の到来に対応した持続可能性を重視した公共施設のあり方を示し、公共施設の再構築・活用を進めていくための指針

4. 戦略的・横断的な施策展開に関する方針

価値あるまちの実現に向け、「分野別計画」が示す24の政策について、「文化」「健康」「都市再生」「環境」をテーマとした戦略的・横断的な施策展開を図るための方針

(2) 分野別計画

24の政策分野ごとに施策の展開に関する基本の方針を示します。

①現状と課題	「施策の方向」の前提となる社会状況の変化や地域社会の課題
②施策の方向	「政策」の実現に向けた基本的な方針事務事業の展開の指針
③成果指標	「政策」や「施策の方向」の内容を、分かりやすく、具体的なイメージを伝えるための指標
④計画事業	<ul style="list-style-type: none"> ●既存重要事業 原則として、平成17年度において実施している事業のうち、「施策の方向」を推進していく上で基幹的かつ重要な役割を果たす事業。計画では、AA事業、A事業、施設建設事業として位置づけている。 ●新規重要事業 平成18年度以降において、財源確保を図りつつ、今後優先的に取り組む事業



(3) 計画期間

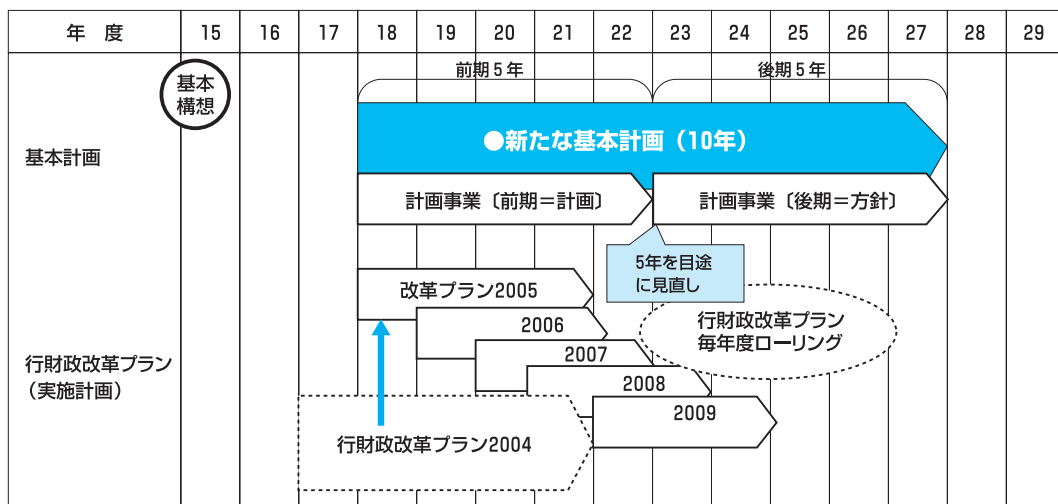
基本計画は、平成18年度を初年度として、平成27年度までの10か年を計画期間とします。また、計画期間を前期5年・後期5年に分け、5年を単位として「計画事業」の内容を記載します。なお、前期についてのみ、事業量・事業費を示します。

(4) 「行財政改革プラン」による具体化とローリング

豊島区では、区政運営の指針として、平成16年度に「行財政改革プラン2004」を策定しました。

新たな基本計画の策定に合わせ、この「行財政改革プラン」を基本計画の実実施計画として位置づけ、毎年度ローリング（改定）を行いながら、基本計画が示す「新たな地域社会づくりの方向」及び「分野別計画」における重点施策や計画事業等を踏まえ、施策・事業の具体化を図ることとします。

また、「行財政改革プラン」の計画期間は、原則として3年または4年とします。



(5) 時代の変化に対応した見直しの仕組みづくり

①社会やニーズの変化への対応

新たなニーズや社会状況の変化に対応するため、基本計画における計画事業以外の新たな事業展開が必要となる場合には、基本計画の重点施策に留意しつつ、「行財政改革プラン」において、新たな計画事業を加えるものとします。

また、基本計画については、計画期間の前期が終了する5年を目途として、必要な見直しを行うとともに、後期の計画事業の内容を明らかにします。

②基本計画の進捗状況の確認

年度ごとに、行政評価等を踏まえて基本計画の進捗状況を確認するとともに、「行財政改革プラン」においてその結果を明らかにします。

また、「行財政改革プラン」の改定にあたっては、区民が参画する委員会を設置し、基本計画の進捗状況等を報告するとともに、改定に向けた意見を聴くものとします。

③政策主導型の行政経営システムの確立

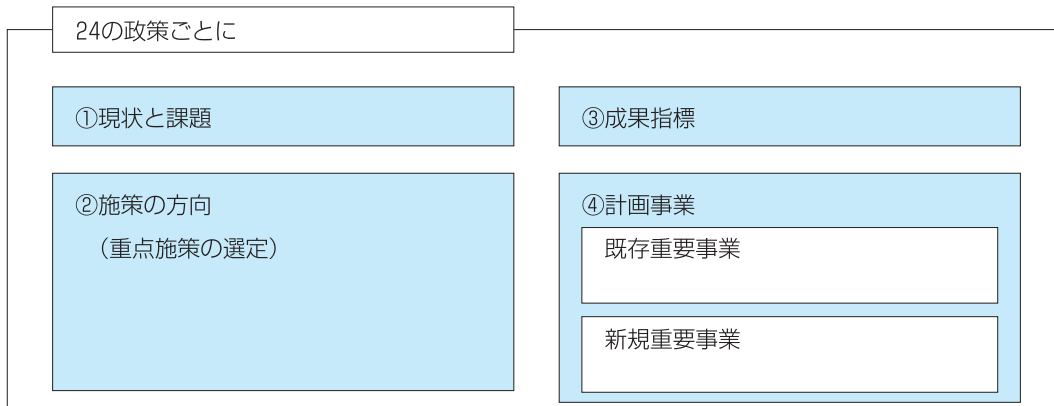
基本計画に基づく政策主導型の行政経営システムの確立に向け、基本計画の政策体系に基づく計画、実施、評価、そして財源や人員配分の仕組みづくりを進めます。

[基本計画の構成イメージ]

(1) 新たな地域経営の方針

1. 参加と協働のまちづくりに関する方針
2. 新たな行財政改革に関する方針
3. 分野別計画に関する方針
 - 3-1 施策の重点化に関する方針
 - 3-2 既存重要事業の選定に関する方針
 - 3-3 公共施設等の再構築・活用に関する方針
4. 戦略的・横断的な施策展開に関する方針

(2) 分野別計画



「成果指標」の必要性と意義

- ① 区民等との協働を図りながら、「政策」や「施策の方向」を実現していくためには、その内容を、分かりやすく具体的なイメージを伴って伝え、共有することが必要です。
そのため、「政策」や「施策の方向」の内容に応じた代表的な切り口を設定し、数値を伴う指標を設定します。こうした指標は、進捗状況を測りつつ評価し、進行状況を管理していくためにも重要な役割を果たします。
- ② 設定する指標は、事業や活動の結果として生じる状態を示す『成果指標』を設定することを原則とします。ただし、『成果指標』としての設定が困難な場合には、事務事業の活動そのものを示す『活動指標』として設定します。
また、『成果指標』は、「政策」を単位として、「重点施策」に配慮しつつ設定します。
- ③ 『成果指標』は、“物差し”であるとともに“目標”でもあります。しかし、指標が表現するのは、「政策」や「施策の方向」の部分的かつ代替的な内容であり、「政策」や「施策の方向」全体の進捗状況を示すものではありません。
- ④ 今回設定した指標の達成状況については、実施計画として位置づける「行財政改革プラン」のなかで、毎年度明らかにします。また、指標が設定する目標と実態の乖離が広がる場合には、その原因を明らかにするとともに、指標としての有効性を検証し、必要に応じて指標の変更や追加を行い、改善を続けていきます。